

国土強靱化基本法案 概要

～ 長期間にわたって持続可能な国家機能・日本社会の構築を図るために ～

1 国土強靱化の基本理念

- ① 経済等における過度の効率性の追求の結果としての**一極集中**、**国土の脆弱性**の是正
→ **戦後の国土政策・経済政策の総合的検証**の結果に基づく**多極分散型の国土の形成**
- ② 地域間交流・連携の促進、特性を生かした地域振興、地域社会の活性化、定住の促進
→ **我が国の諸課題の解決**、**国土の保全**、**国土の均衡ある発展（複数国土軸の形成）**
- ③ 大規模災害の未然防止、発生時の被害拡大の防止、国家社会機能の代替性の確保
→ **大規模災害発生時における我が国の政治・経済・社会活動の持続可能性の確保**

2 国土強靱化基本計画等

- ① **国土強靱化基本計画**（国土強靱化施策の基本的方針、政府が総合的・計画的に講ずべき施策等）
- ② **広域地方国土強靱化計画**（三大都市圏等の広域圏単位、施策の方針、総合的・計画的に講ずべき施策等）
- ③ **都道府県国土強靱化計画・市町村国土強靱化計画**（それぞれ上位の計画を基本として策定）

3年間を国土強靱化集中期間（第一段階）とし、15兆円を追加投資

3 国土強靱化に関する基本的施策

国の施策

- ① 東日本大震災からの**復興の推進**
- ② 大規模災害発生時の**円滑・迅速な避難・救援の確保**（避難路・避難施設・緊急輸送道路整備）
- ③ 大規模災害に対し**強靱な社会基盤の整備等**（建築物耐震化、密集市街地対策、国家機能代替性確保）
- ④ 大規模災害発生時の**保健医療・福祉の確保**（救急医療体制整備）
- ⑤ 大規模災害発生時の**エネルギーの安定的供給の確保**（自然エネルギー利用促進、原発安全確保）
- ⑥ 大規模災害発生時の**情報通信の確保**（多様な通信手段確保、行政機関の業務継続用情報システムの整備）
- ⑦ 大規模災害発生時の**物資等の供給の確保**（危険分散のための工場等移転の支援）
- ⑧ **地域間交流・連携の促進**（全国的高速交通網の構築、日本海国土軸・太平洋国土軸等の相互連携）
- ⑨ **我が国全体の経済力維持・向上**（国際競争力強化のための社会資本整備、アジアとの貿易・交流・連携）
- ⑩ **農山漁村・農林水産業の振興**
- ⑪ **離島の保全等**（海岸等の保全、周辺海域の警備強化、住民の生活基盤の整備）
- ⑫ **地域共同体の維持・活性化**（隣保協同の精神に基づく自発的防災活動に対する支援）

地方公共団体の施策 → 上記国の施策を勘案し、区域の諸条件に応じた施策を実施

4 国土強靱化戦略本部・国土強靱化国民運動本部等

国土強靱化戦略本部（内閣に設置）

[本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官、国土強靱化戦略担当大臣、本部員：国務大臣]

○ 国土強靱化基本計画等の案の作成・実施の推進、関連重要施策の企画立案・総合調整 等

国土強靱化国民運動本部（内閣府に設置）

[本部長：国務大臣、副本部長・本部員：関係行政機関職員・有識者]

○ 国土強靱化国民運動の推進 等

都道府県国土強靱化国民運動本部・市町村国土強靱化国民運動本部

※上記組織のほか、

緊急事態対処、国土政策、経済政策、科学技術政策を担う**組織の在り方に関する検討**

→これらの組織については、検討結果に基づき、**別途、設置法を制定**